

## 20 大島商船高等専門学校図書館利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は大島商船高等専門学校図書館規則第5条の規定に基づき、本校の図書館が管理する図書及びその他の資料(以下「図書」という。)並びに施設の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 図書館を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校の教職員
  - (2) 本校の学生(研究生、聴講生及び科目等履修生を含む。)
  - (3) 図書館の利用を申し出た一般の利用者
- 2 前項第3号に掲げる者は、所定の図書館利用願に必要事項を記入のうえ提出し、図書館利用カードの交付を受けるものとする。なお、図書館利用カードは年度内有効とし、同カードの提示により入館するものとする。

(休館日)

第3条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び祝日(ただし、試験期間中は原則除く。)
- (2) 春季、夏季、冬季及び学年末休業期間中の土曜日
- (3) 12月28日から翌年1月3日まで
- (4) その他、図書館長が特に必要と認めた日

(開館時間)

第4条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日  
9時から19時まで(ただし、春季、夏季、冬季及び学年末休業期間については9時から17時までとする。)
  - (2) 土曜日並びに試験期間中の日曜日及び祝日  
13時から17時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた場合には、開館時間を臨時に変更することができる。

(遵守事項)

第5条 図書館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館利用に必要と認められる用具以外は、持ち込まないこと。
- (2) 静粛を保つこと。
- (3) 図書、その他の物品を丁寧に扱うこと。
- (4) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 書庫への入室は行わないこと。
- (6) 飲食及び喫煙等は行わないこと。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

(図書の館外利用)

第6条 第2条に規定する利用者は、所定の手続を経て図書を館外に帯出して利用することができる。

- 2 第2条第1号に該当する者の場合は、職員身分証明書をもって図書館利用カードとする。
- 3 第2条第2号に該当する者には、入学時に図書館利用カードを交付する。
- 4 第2条第3号に該当する者は、別紙様式1(図書館利用願)及び本人を確認できる証明書(運転免許証、健康保険証等)を提示し、図書館利用カードの交付を受けた者とする。
- 5 図書館利用カードは、他人に譲渡及び貸与してはならない。また、紛失や破損した場合には、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。
- 6 利用者の資格を失ったときは、速やかに図書及び図書館利用カードを返却しなければならない。

第7条 図書を館外に帯出して利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他に転貸しないこと。
- (2) 期限までに返却すること。
- (3) 館外利用を許可された期限内であっても、図書館長から請求があったときには、直ちに返却すること。

(4) 教職員が退職又は転任するとき並びに学生が卒業、退学又は休学するときは、直ちに返却すること。

第8条 次の各号に掲げる図書は、禁帯出とする。

- (1) 貴重書及び特定の図書
- (2) 辞書、辞典
- (3) 定期刊行物の最新号  
(貸出しの期間及び冊数)

第9条 貸出しの期間及び冊数は、次のとおりとする。

- (1) 教職員 1月以内 10冊まで
- (2) 学生 2週間以内 5冊まで (卒業研究利用の場合は1月以内)
- (3) 一般の利用者 2週間以内 5冊まで

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた場合は、貸出期間及び冊数について特別の扱いをすることができる。

3 DVDの貸出しは、1週間以内、2点までとする。  
(貸出停止等)

第10条 図書館長が管理上必要と認めた場合は、図書の貸出しを停止し、又は貸出中の図書を返却させることができる。

(文献複写)

第11条 文献複写(著作権法の範囲内で、当館所蔵資料に限る。)は、有償で行う。

2 文献複写に関し必要な事項は、別に定める。

(個人情報情報の漏えい防止)

第12条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。)については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則(機構規則第65号第40条)の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(罰則)

第13条 図書を紛失又は著しく汚損したときは、同一図書若しくは相当の代金をもって弁償しなければならない。

第14条 この細則に違反した者は、図書館の利用を停止することがある。

附則

1 この細則は、昭和51年11月10日から施行する。

2 大島商船高等専門学校図書室規則(昭和42年6月1日制定)は廃止する。

附則

この細則は、昭和60年11月6日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附則

この細則は、平成4年5月1日から施行する。

附則

この細則は、平成10年6月23日から施行する。

附則

この細則は、平成13年3月12日から施行する。

附則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成19年1月1日から施行する。

附則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

2 大島商船高等専門学校図書館公開実施要領(平成元年7月1日制定)は、廃止する。

# 図書館利用願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校図書館長 殿

ふりがな  
氏 名

生年月日

年 月 日 年齢( )

性 別

住 所 〒

電 話

職業(勤務先または学校名等)

下記のとおり貴館を利用したいので許可願います。

記

1 利用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 3 月 3 1 日

2 備考

図書館長	課長	課長補佐	係長	担当者
受付年月日		決裁年月日		
利用許可番号				